

**有限会社から株式会社への変更登記確認事項書**

1 株式会社の商号	同一商号の調査（ 必要 ・ 不要 ）	7 決算期	月 日 ~ 月 日				
		8 役員の数の上限	取締役 名以内・監査役 名以内 (株式会社への変更時の役員の数よりも多めにしておいたほうがよろしいです。)				
2 有限会社から株式会社に変更の際の目的変更の有無	(有・無) 「有」の場合下記に事業目的を記載してください。	9 株式の譲渡制限の定め	株式の譲渡制限は ( 定める ・ 定めない )  株式の譲渡制限を定めると、会社の株式を譲渡する場合、会社等に承認を得ずに、株式を譲渡できなくなります。				
		10 役員の任期	取締役 年 ・ 監査役 年 (株式の譲渡制限の定めのある会社は、最長10年まで定めることができます。)				
		11 株券の発行	株券は ( 発行する ・ 発行しない )				
		12 公告をする方法	(通常は官報)				
		13 有限会社から株式会社に変更の際に資本金を増額する場合の出資者の住所、氏名及び出資金	住所	氏名	出資金	円	
		3 有限会社から株式会社に変更の際の本店移転の有無	(有・無) 「有」の場合新本店 通常、本店移転は有限会社から株式会社への変更登記前に完了させておきます	住所	氏名	出資金	円
		4 有限会社から株式会社に変更登記後の資本金		住所	氏名	出資金	円
5 現在の有限会社の出資者の住所、氏名及び出資金額		住所	氏名	出資金	円		
		14 資本金を増額する場合の出資金払込銀行	銀行所在地： 銀行名： 銀行支店名：				
		15 株式会社効力発生日	平成 年 月 日 有限会社から株式会社への変更登記申請日が、株式会社効力発生日となります。				
6 株式会社の役員 (取締役は1人でもよい。) (監査役は定めなくてもよい。)	代表取締役	ご用意いただくもの  の印鑑証明書、 の登記簿謄本 及び の定款写し のみ、早めにお渡し 願います。	有限会社の社長印  株式会社の社長印  株式会社の代表取締役個人の印鑑証明書1通及び実印  有限会社の取締役全員の認印  株式会社の取締役全員の認印  現在の有限会社の会社登記簿謄本  有限会社の定款の写し  印鑑カード(法務局より発行されている場合のみ)  代表取締役の運転免許証、パスポート等本人確認資料の写し				
	取締役						
	監査役						
		9の株式の譲渡制限を定めない場合、取締役3名以上、監査役1名以上及び取締役会を定めなければなりません。					